

訪問看護ステーション どんぐりの森

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第 2362590289 号)

当事業所は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護のサービスを提供しています。利用者には、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次のとおり説明します。

◆目 次◆

1	事業所経営法人	1
2	事業所の概要	2
3	職員の配置状況	2
4	サービス提供日時	3
5	提供するサービス	3
6	利用料金	3
7	サービスの中止・変更・追加	3
8	サービスの利用に関する留意事項	4
9	苦情の受付	4
10	緊急時の対応	5
11	秘密の保持	5
12	災害発生時・感染症まん延時の対応	5
13	衛生管理等	5
14	虐待の防止について	5
15	身体拘束等について	6
16	カスタマーハラスメント	6
17	当法人の概要	6

1 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 陽和福社会
- (2) 所在地 春日井市高森台5丁目6番地1
- (3) 電話番号 0568-91-5656
- (4) 代表者 理事長 福井 雅子
- (5) 設立年月日 平成25年 6月 11日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

訪問看護・介護予防訪問看護

平成28年10月1日 指定

(2) 事業の目的

本事業は、要支援又は要介護状態と認定された利用者に対し、その居宅において看護のサービスを提供し、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(3) 事業所の名称 訪問看護ステーション どんぐりの森

(4) 事業所の所在地 春日井市高森台5丁目6番地7

(5) 電話番号 0568-95-5712

(6) 管理者 (鬼頭 あゆ美)

(7) 事業所の運営方針

- ① 事業所において提供する訪問看護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ② 利用者一人ひとりの人権を尊重し、「できること」を促しながら、その人に合った適切な訪問看護サービスの提供に努めます。
- ③ 医療と介護の連携を図り、継ぎ目のない看護サポートに努めます。
- ④ 利用者及びその家族等に対し、訪問看護サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- ⑤ 職員は、常に看護の知識と技術の研鑽に努め、適切な訪問看護サービスを提供します。
- ⑥ 職員は、要介護認定者の支援に携わるという自覚と誇りを持って、明るく、優しく、温かい支援に努めます。
- ⑦ 常に提供した訪問看護サービスの質の管理、評価を行います。

(8) 開設年月日 平成28年10月1日

(9) 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、春日井市、小牧市、名古屋市守山区（上志段味、中志段味、下志段味）とします。

3 職員の配置状況

当事業所では訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。職員は必要に応じ増員します。

職 種	人 数	職務の内容
管理者	常勤1名	事業所の管理・運営の統括
看護師	常勤換算2.5名以上 (常勤1名は管理者と兼務)	サービス利用の受付 サービス計画の作成 サービスの提供

4 サービス提供日時

サービス提供日時	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分
休業日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日

5 提供するサービス

当事業所では、利用者に対して次の訪問看護サービスを提供しています。

- (1) 病状の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活上の援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

6 利用料金

(1) 利用料

介護保険の訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、介護保険の給付範囲を超えた訪問看護サービスの利用については、全額自己負担となります。基本料金及び各種加算等の詳細、通常の事業の実施範囲を越えて行う訪問看護サービスに係る交通費、死後の処置料及びキャンセル料は別紙利用料金表（巻末）をご覧ください。

(2) 利用料金のお支払方法

ご利用の翌月18日頃に請求書を送付いたします。お支払方法は、支払いに係るトラブルを解消するため、引き落としとさせていただきます。ご利用の翌月28日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に事前にお教えいただいた口座より引き落とされますので、前日までにご入金ください。後日、領収書を発行いたします。なお、領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

7 サービスの中止・変更・追加

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合は、サービスの実施日の前日午後5時までに事業所に申し出てください。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、職員の勤務状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う職員

サービス契約時に担当の職員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の職員が交替してサービスを提供する場合があります。

(2) 職員の交替

①利用者からの交替申し出

職員の交替を希望する場合には、交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して職員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の職員の指名は、お受けしかねる場合があります。

②事業所からの交替申し出

事業所の都合により、職員を交替することがあります。その場合、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう配慮します。

(3) サービス実施時の留意事項

職員は、サービス計画に定められたサービス以外の業務はお受けできません。

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、利用者及びその家族等と相談の上、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を算定します。

9 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情受付

- 受付窓口 鬼頭 あゆ美 (管理者)
電話 0568-95-5712
- 受付時間 月曜日～金曜日 (8:30～17:30)
土曜日 (8:30～12:30)
- 苦情受付箱 事業所玄関に設置してあります。

(2) 第三者委員

事業所には話しにくい事案などについて苦情、相談窓口として委嘱していますので、ご相談ください。

右高 秀美
原田 賢司

(3) 行政機関等の苦情受付窓口

- 春日井市役所 介護・高齢福祉課 電話 0568-85-6182
- 愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室 電話 052-971-4165

10 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処理を行います。また、緊急連絡先に連絡します。

主治医	病院名 及び所在地	
	氏名	
	電話番号	

11 秘密の保持

職員は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持します。また、退職者についても同様に行っています。ただし、事業所はサービスの提供にあたって、居宅介護支援事業所等に対して必要な利用者及びその家族等に関する情報を提供する際には、あらかじめ個人情報利用同意書により、利用者及びその家族等の同意を得ることとします。

12 災害発生時・感染症まん延時の対応

災害発生時はその規模や被害状況により通常の訪問看護を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

また、災害及び感染症まん延時に訪問看護の提供を実施するため、また早期に業務再開を図るため業務継続計画を作成し、定期的に研修・訓練を実施します。

13 衛生管理等

- (1) 管理者は従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 管理者は訪問看護事業所の設備及び備品等について衛生的に管理します。
- (3) 管理者は従業員の研修等を行って感染症の発生及びまん延防止に努めます。

14 虐待の防止について

事業所は利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪であると認識し、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 安全委員会の中で虐待防止委員会を設置しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 職員に対する虐待防止のための研修では、虐待に関する基礎的内容などの適切な知識の普及・啓発とともに、人権意識の知識や技術の向上に努めます。
- (4) 利用者の居宅において虐待などが発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

15 身体拘束等について

事業者はサービス提供にあたって利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」）を行いません。

事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

16 カスタマーハラスメントへの対応

従業者に対して、暴言・暴力、セクシャルハラスメントなどの行為が発生した場合は、関係者間で協議し解決を図ります。解決が困難で、健全な信頼関係が構築できず訪問看護の効果が期待できないと判断した場合は、行政や居宅介護事業所に相談の上、訪問看護の中止または契約解除とすることがあります。

17 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 陽和福祉会
代表者	理事長 福井雅子
所在地	春日井市高森台五丁目 6 番地 1
電 話	0568-91-5656
実施事業	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 3 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 4 訪問看護・介護予防訪問看護 5 訪問介護・介護予防訪問介護 6 地域密着型通所介護・介護予防通所介護 7 居宅介護支援事業所

令和8年5月8日

訪問看護ステーション どんぐりの森の利用にあたって、利用者に対して本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

<事業所>

訪問看護ステーション どんぐりの森

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護・介護予防訪問
看護の提供開始に同意します。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<署名代理人>

住 所 _____

氏 名 _____

<家族代表>

住 所 _____

氏 名 _____